

## アメリカの対外民間投資とその法的保護

岩本 祐次郎

- 一 はじめに
- 二 対外民間投資とその障害
- 三 通商条約
- 四 投資保証計画
- 五 対外援助と投資保護
- 六 経済開発と外国投資

### 一 はじめに

本稿は、アメリカの対外民間直接投資の保護・促進のための法的方法とその実効性を論じたものである。このための素材として、アメリカが採用する通商条約と投資保証計画をとりあげ、その上で、今日対外政策の手段として注目されている対外援助の問題を海外民間投資の保護という側面に限定して考察した。従って、本稿は、投資の法

的保護という領域ばかりでなく、このための国家の役割をも重視した。この研究は、あくまでも資本輸出国としてのアメリカがとる投資保護制度を対象とするのであるが、必要なぎりぎり資本輸入国の立場からもこの制度を評価するように試みた。とくに、低開発国における外国投資の法的保護は今日最も重要な課題であるので、本稿は、全体としてこの問題に焦点をあわせつつ、最後に結論にかえて概説した。

## 二 対外民間投資とその障害

今世紀の変わり目頃から国際経済においてそれまで支配的であった商品の輸出に加えて、資本の輸出がさかに行われるようになった。しかし、当初の資本輸出の主要形態は、証券投資の形態での間接投資であって直接投資ではなかった。今日の資本輸出は、直接投資が典型的である。<sup>(1)</sup>

アメリカは、第一次世界大戦前までは純債務国であった。しかし、大戦の結果、アメリカは純債権国になった。それ以後の投資の性質をみれば、一九二〇年代は概して証券投資が直接投資より多く行われていた。<sup>(2)</sup>一九三〇年十二月のアメリカの民間長期対外投資の内訳によれば、直接投資が七八億四一〇〇万ドル、証券投資が七八億三四〇〇万ドルと、ほぼ同数値を示している。<sup>(3)</sup>そして、第二次世界大戦後は、直接投資が民間資本流出の支配的形態となつた。<sup>(4)</sup>投資形態と地理的配分との関係をみれば、一九三〇年には、ラテン・アメリカなどの低開発諸国に対する投資は、直接投資の形態を多くとり、証券投資は、ヨーロッパ諸国への投資に多い。また、産業別にみると、商業、運輸、製造業、石油業及び鉱業への投資は、主として直接投資である。<sup>(5)</sup>一九三〇年から今日までの間に、アメリカ

の直接投資の地理的・産業別分布に重要な変化が現われている。とくに、ヨーロッパの先進諸国への直接投資が増大し、ラテン・アメリカ向けがやや減少している。<sup>(6)</sup>石油や鉱業などの原料資源に対する直接投資は増大傾向がみられるが、とくに製造業の比重の増加が目立っている。<sup>(7)</sup>一九六七年末で、アメリカの対外直接投資残高は、総額で五二二億六七〇〇万ドルで、その内の六六%が先進地域、三〇%が低開発諸国であって、先進国では製造業に対する投資が多く、低開発諸国では鉱業、石油業に対する投資が最も多い。<sup>(8)</sup>

直接投資を行っている会社は、ほとんどが大企業である。アメリカの場合、わずか四五の会社が総直接海外投資のほぼ五分の三を占め、直接投資の八〇%は、一六三社で行われている。<sup>(9)</sup>これらの大会社が直接投資の形態をより好んで採用するのは、まず原料資源に対する支配力を確保するためである。原料資源を支配するということは、世界的企業競争において有利な立場に立ちうるばかりでなく、完製品の生産や価格面のコントロールによって高利潤をも確保することができる。ところで、アメリカはかつて原料供給国であったが、最近では、原料の外国依存率が増大し、「持たざる」国になってしまった。<sup>(10)</sup>今世紀の変わり目には、アメリカは、原料生産額は国内の消費量よりも一五%くらい多く生産していたのに、一九五〇年には国内生産額よりも一〇%多く消費し、一九七五年には二〇%方不足すると推定されている。<sup>(11)</sup>このような変化が、一九五一年、「原料政策委員会」の設立をうながしたのであって、今や原料資源の確保は、アメリカの対外政策の主要目的の一つとなっている。しかし、今日、低開発諸国は、経済開発を促進しようとする経済的ナショナルリズムの強まるなかで、自国の自然資源に対する外国人の所有にきびしい制限を加え、先進国との対立を深めている。対外経済関係で、政府と民間投資者との接近が進行し、政府による各

種の投資の保護・促進策がとられるのも、以上の情況と無関係ではない。

アメリカの直接投資の産業別分布によれば、先に指摘したごとく製造業に対する投資が増加し、地域的分布では主としてヨーロッパなどの先進国がその対象となっている。直接投資は、概して海外市場の征服を可能にし、「海外市場を開発し、保護する上にとくに効果的な方法」<sup>(12)</sup>である。しかしながら、直接投資は、投資受入国の主権と衝突しがちである。なぜなら、直接投資は、資本の処理も監督もより直接的であるからである。投資が行われる場合には、投資前と投資後の両面で投資受入国の法的障害に直面する。投資前では、日本などの先進国でも資本の自由化規制が存在するし、低開発国では、資本主義に適合した法律関係の遅滞が大きな障害となっている<sup>(14)</sup>。とくに、低開発国では、時代遅れの商法が存在し、外国投資者に外国会社の支店および子会社方式による自由な営業を保証する法律が存在していない<sup>(15)</sup>。このような投資情況は、当然に投資国には「資本主義に適合した法律関係をこれらの地域に押しつけようとする試みは、ますます切実なもの」<sup>(16)</sup>となつてあらわれる。投資前よりも投資後に多くの問題が生ずる。企業が投資するかぎり、それから得る利益を自由に処分する権利が認められねばならない。とくに、利益を国際通貨に変えて自国に持ち帰る権利は、重要である。しかるに、低開発国は、国際収支の赤字を理由に為替制限の権利を強く要求し、外貨の持出しを制限している。また、低開発国は、経済開発を理由に外国企業の収用、国有化の権利を放棄しない。その他、課税面での外国人の差別的待遇が行われる危険がある。

一般的に資本輸出の障害は、投資対象国の経済・政治的背景が異なっていることから、資本輸出国の投資環境に適合していないことである。とりわけ、低開発諸国では、資本主義的生産の条件、いわゆるW・W・ロストフ(W.W.

Rostow) 教授のいう離陸 (take-off) の先行条件がそなわっていないこと<sup>(17)</sup>が、投資意欲を沮喪している。しかし、実際には原料資源の開発とかプランテーションに対する投資のように、これらの条件に関係なく資本は侵透する。これに対して資本輸入国は、国家主権の立場から自国の経済開発に対していかなる形の外国主権の侵害をも排除する。先進国の場合にも、イギリスの為替管理法、ドイツの対外経済法、日本の外為法、外資法などのように、外資に対する規制が、経済主権の要請のもとに行われている。とくに、低開発諸国は、経済的従属化が政治的従属化を導くであろうとの恐怖から資本輸出国との間に種々なる緊張を醸している。具体的には、資本輸出国による企業の完全なる支配の要求と資本輸入国に潜在的にある国家主権の侵害に対する恐怖との間に、また、資本輸出国の利潤動機が優先すべきであるとの要求と資本輸入国の経済開発とその国民の経済的機会の拡大が第一に重要であるとの要求との間に、緊張が生じている。<sup>(18)</sup>このような緊張の増大は、資本輸入国を投資者にとって有害な行動へと駆立てる。資本輸入国の具体的な投資規制として、二つの形態が考えられる。<sup>(19)</sup>第一は、外国投資者の活動を管理ないしは規制しようとする行動である。そのなかには、要件審査、企業所有の制限、外国人に対する差別的措置などが含まれる。第二は、国内、国外の人々に共通する措置で、とくに対外投資者に影響する措置である。そのなかには、為替制限、取用、課税などがある。これらの障害は、対外民間投資者には大きな投資阻害要因となっている。しかし、資本輸出国にとっては、国内の過剰資本のためにもまた国内企業の国際競争力を強化するためにも海外投資は必要である。他方、資本輸入国、とりわけ低開発諸国は、経済開発を促進しようとすれば資本の不足から先進国の外資を不可欠としている。ここに外交交渉を通じて資本輸出の保護、促進政策がとられる余地が開かれている。

近年、古典的なレッセ・フェーレの理論は、ますます非現実的なものとなって、国家が経済活動に介入する領域は一層拡大しつつある。関税政策をはじめとして、輸出奨励政策、資本輸出政策など多様な対外経済政策が、国家によって遂行されている。ある意味では重商主義の時代に復帰しているような観を与える。国家が対外民間投資の保護、促進のためにどのような法的措置を採用し、その他の役割を担っているかについて、一般に次のように大別することができるであろう。それは、(1)投資前、(2)投資後、(3)紛争処理、の三つの範ちゅうに分けられる。投資前では、投資国の国内法上の整備、とくに反トラスト法、租税法の優遇措置が行われる。本稿では、この問題は割愛した。他方では、投資国にとって障害となる投資受入国の国内法の改正、投資環境の整備を外交交渉を通じて強制する措置、とくに二国間の通商条約が問題となる。投資後の場合には、投資国市民の財産の保護が主体であって、通商条約の保護条項とアメリカで採用されている投資保証計画がとりあげられねばならない。紛争処理では、民間投資者の財産が投資受入国の政治的行為によって損害をうけた場合の財産の補償が主要問題となる。この分野では、投資に関係する各種の国内法や国際法などが当該事件の準拠法となるが、司法的解決が困難な場合、紛争処理をめぐる外交交渉が国家の主要な役割となる。

(1) 証券投資と直接投資との区別ないしはそれらの定義はきわめてあいまいである。アメリカの外国証券保有の分類によれば、直接投資とは「アメリカの商工業会社の外国証券保有であり、それらの会社は株式の過半数を所有する限り外国子会社を支配する」形態の投資をいい、証券投資は「民間個人、保険会社、投資信託その他による外国証券保有」と定義している。(王立国際問題研究所著、楊井克巳・中西直行共訳、「国際投資論」、日本評論社、一九八頁。) 直接投資は投資国会社による投資受入国会社に対する「支配」にその特質を認められている。この分類によれば、株式の過半数の保有を支配の基準としているが、

実際にはどの程度の外国証券を保有すれば、その支配力を確立できるかについては明確ではない。経済協力開発機構(OECD)の統計によれば、外国資本の二五%以上の企業を外国系企業とみなしているが、過半数でも十分でない場合もあり、わずかな保有でも十分である場合もある。(C・レイトンとP・ユース著、小宮隆太郎訳、「現代の国際投資」岩波書店、二八三―二八四頁。)

- (2) R. F. Mikesell, (Ed.), *U. S. Private Investment and Government Investment Abroad*, University of Oregon Books 1962, p. 5.
- (3) 王立国際問題研究所著、前掲書、二〇一―二〇二頁。
- (4) R. F. Mikesell, *op. cit.*, p. 51.
- (5) 王立国際問題研究所著、前掲書、二〇一―二〇二頁。
- (6) R. F. Mikesell, *op. cit.*, pp. 52-53.
- (7) *Ibid.*, p. 54.
- (8) 経済審議会編、「資本の自由化と海外企業進出」、一六一―一七頁。
- (9) H・マグドフ著、小原敬士訳、「現代の帝国主義」、岩波新書、二二五頁。
- (10) H・マグドフ著、前掲書、五二頁。
- (11) H・マグドフ著、前掲書、二二八頁。
- (12) H・マグドフ著、前掲書、三八頁。
- (13) ヒルファディング著、岡崎次郎訳、「金融資本論」下巻、岩波文庫、九二頁。
- (14) ヒルファディング著、前掲書、八四頁。
- (15) スウォググ著、皆川洗、小沼敏訳、「海外投資の法的諸問題」、ペリかん社、二九頁。

- (16) ヒルファディング著、前掲書、八四頁。
- (17) W・Wロストフ著、木村、久保、村上共訳、「経済成長の諸段階」ダイヤモンド社。
- (18) Marina von Neumann Whitman, 'The United States Investment Guaranty Program and Private Foreign Investment,' Princeton University, 1959, p. 8.
- (19) A. A. Fatouros, 'Government Guaranties to Foreign Investors,' Columbia University, 1962, p. 36.

### 三 通商条約

諸国家は、近年、国家間の通商関係を規律する方式として二国間条約を採用してきた。この条約は、一般に友好通商航海 (Friendship, Commerce and Navigation) 条約として知られ、二国間の通商関係を促進する手段としてこれまで好んで用いられてきた国際的慣習であった。しかし、通商条約は、今日とは違って歴史的には国家の他の政治目的と密接な関連をもっていた。アメリカの通商条約は、十八世紀末には主として国家の独立に関して国際的承認を得るために、また十九世紀のはじめにはモンロー、ドクトリン (Monroe Doctrine) を強化するために、十九世紀から二〇世紀にかけては門戸開放政策 (Open Door Policy) のために役立っていたのである。<sup>(1)</sup> 第一次大戦後の通商条約は、国際貿易の促進を目的として締結された。第二次大戦後、資本の輸出という国際経済の新しい局面が通商条約の対象として導入され、対外民間投資の保護、促進が、今日の問題として条約の主要領域を占めるに至った。<sup>(2)</sup> 一九四九年一月、トルーマン大統領は、就任演説においてポイント・フォー (Point Four) 計画を明らかにし、そのなかで対外民間投資者への保証を強調していた。<sup>(3)</sup> それ以来、アメリカの対外民間投資の保護、奨励のための二国

間条約の締結が、一貫してアメリカの対外経済政策の主要な目的となっている。この点に関して、通商条約は、概して国際貿易と投資を増大するために受け入れられる経済環境を確立し維持する努力を表現しているが、条約の規定は、主として民間投資者の懸念に関するものであり、条約の交渉において最も争われる問題は、この領域についてである。

二国間でなくて国際的規模で民間投資に伴う諸問題を解決しようとする動きが、多数国間条約である。例えば、未発効に終わった国際貿易機関憲章（ハヴァナ憲章）、OECD 条約草案等は、国際投資法の確立をめざす活動のあらわれであり、国際通貨基金（IMF）が、為替制限に関する規定でわずかであるがその成果をあげている。国際貿易面では、すでに関税及び貿易に関する一般協定（GATT）がある。しかし、貿易協定とは違って外国投資では、投資受入国の経済開発に外国人が参加するために、これに処する各国の態度はまちまちであって、それだけに多数国間の調整は非常に困難である。それは、それぞれの国々の間に社会における個人の地位、財産権、経済開発に関する基本的な理念の相違が存在しているからである。もちろん、先進国と低開発国の間の経済格差が、根本的原因であることは否定できない。いずれにしても現在のところ民間投資に関する多数国間条約の可能性はほとんどない。もし可能性ありとすれば、それは、自由裁量の余地のある一般的条件においてである。<sup>(5)</sup>第二次大戦後、アメリカは投資保護のための多数国間条約を確立しようと努力してきたが、一九四八年のハヴァナ憲章、米州機構によるボゴタ（Bogota）経済協定、同じく一九五七年のブエノス・アイレス宣言（Economic Declaration of Buenos Aires）の失敗の経験を通して、最近では多数国間条約については消極的になっている。一九五七年にアメリカ国務省は、多数

国間条約の障害として、関係国間の法体系の差異、国家政策の差異、経済利害の差異をあげ、このような差異を克服しうる統一的な原則の確立に悲観的な態度を表明している。<sup>(6)</sup>このことは、二国間条約についてもいえることであるが、それは多数国条約よりも投資保護のためのより実際的手段である。通商条約は、多数国間条約が抽象的な規定にとどまるであろうのに対して、二国間の交渉によって意見の調整をはかりつつ具体的な規定を確立することができる。従って、現状では二国間条約が投資保護のための有効な手段であり、多数国間条約はより長期的な目標であると考えられる。本章では、この二国間条約に規定された投資保障の形態と実効性を考察する。

一般に資本主義的生産様式をとっている社会では、その生産関係は商品交換によって媒介され、その生産関係を保護、規制する原理が自由主義イデオロギーである。私有財産制および契約の自由こそその内実である。このような生産様式の支配する社会を法制面から規制し保護しているのが民法、商法であって、その保障も究極的には公的な単一の権力によって確保され、その権力もまた公共の福祉による以外は、市民社会の生産活動に介入することが阻止されている。この市民社会の資本所有者が海外に投資しそこでの生産関係にたずさわるとき、その資本輸入国の市民社会の規制原理も自国と同様であることが必要である。従って社会の構成原理を異とする社会、すなわち、今日の社会主義社会や、また、ユーゴスラヴィア、インド、ビルマなどの社会主義的傾向をとる社会では、民間資本の移動は制限され、その民間資本の参加の形態も異ならざるを得ないであろう。同じ自由主義の原理をとる国家間において条約による投資保護の問題が生ずる。外国人の待遇及びその財産の保護を規定する条約の基本原則として、内国民待遇 (National Treatment)、最恵国待遇 (Most-favored-nation Treatment) の基準が実効性をもつのは、

アメリカの対外民間投資とその法的保護 (岩本)

同質的な社会、国家の間においてである。しかし、民間投資者は、生産関係が同様であるという理由だけで投資を行うものではない。資本輸出者が自国内で保護されたと同様の保護を相手国で受けるという保証はたとえ国内条件が同じであってもない。それは、資本輸入国の主権の介入するリスクがきわめて高いことである。資本輸入国が健全な経済成長を阻害すると考える投資は、阻止される危険が存在するからである。このようリスクを解消しようとする条約の交渉においては、資本輸出国と輸入国の間の国家利益の対立から多くの困難が生ずる。それは、具体的には資本輸出国が外国資本に対する資本輸入国の義務を厳格かつ明確にしようとするのに対して、資本輸入国は自国経済の発展を管理する国家の権利を明確にしようとすることから生じている。従って、条約の投資保護の形態とその実効性を考察するためには、資本主義的生産様式における法的保護、規制を指針としながら条約の保障規定を分類し、国家の権利、義務を明らかにして条約の特殊性とその有効性の限界を究明することである。アメリカの通商条約はほとんど同じ形式を採用しているので、本章では、一九五三年に締結された日米友好通商航海条約を素材としながら、それから生ずる問題を低開発諸国の場合と比較しながら考察する。この方法は通商条約の実効性をより明確にするであろうし、次章におけるアメリカの投資保証計画が戦後利用されはじめた契機も明らかにされるであろう。

一般に資本主義社会は(1)個人(身体)の自由、(2)財産の私的所有の自由、(3)財産の取得及び処分する自由を構成原理とする社会である。この点について対外民間投資の場合には、一主権国家の国民が他の主権国家の経済活動に参加することから、その自由の保障形態は、内国民とは異なる特殊性と限界をもっている。しかしながら対外投資

におけるこの特異性を認めた上で、アメリカの通商条約は最恵国待遇及び内国民待遇の原則<sup>(7)</sup>を一般的原理としてこれらのカテゴリーの保障を確保しようと努力している。

(1)、入国及び居住と営業活動の自由

両締結国の国民は、営業活動に従事するために他の締結国の領域において入国し、居住する権利が認められる。<sup>(8)</sup>しかし、両締結国は、「公の秩序を維持し、及び公衆の健康、道徳又は安全を保護するため」に入国を拒否する権利を留保している。<sup>(9)</sup>入国及び居住が許されることから当然に個人は、「いかなる種類の不法な迫害」をうけることなく、かつ国際法の保障基準よりも少くない保護を受け、いずれか一方の国家権力により抑留された場合には、民主的な刑事手続と裁判によって保護をうける権利が保障される。<sup>(10)</sup>

営業活動に従事するための入国、居住が認められることの帰結として、外国人の営業活動の自由が保障されている。一締結国の国民及び会社は、他方の締結国の領域内で商業、工業、金融業その他の事業の活動を行うこと、そのための支店、代理店、事務所、工場その他の事業の遂行に必要な施設を設置すること、また他方の締結国の会社法に基いて会社を設立することに対して内国民待遇が与えられる。<sup>(11)</sup>しかし、外国人に保障する経済活動の自由は、事業の種類によっては完全に開放されてはいないし、投資の規制が認められている。外国人が公益事業、造船、航空運送、水上運送、銀行業務（預金業務又は信託業務）、天然資源の開発の分野の事業活動に従事することは禁じられている。<sup>(12)</sup>この留保は、国家の安全保障をそこなわないために一般に承認されている。とくに低開発諸国では、国

内法で天然資源の開発にはきびしい規制が行われている。<sup>(13)</sup>

外国投資にとって主要な障害の一つは、営業活動の種類による制約の他に、投資に対する審査権が資本輸入国に留保されていることである。条約は、すでに投資された外国企業や潜在的投資者に内国民待遇の約束を与えても、資本の自由化に関しては通商条約も国内投資法も一般的約束をしていない。逆に議定書(Protocol)のなかで資本輸入についての制限や条件を課する権利が締約国に留保されている。<sup>(14)</sup>さらには条約は資本の輸入には特別な認可が必要であることを暗に認めている。<sup>(15)</sup>日本の外資法は、主務官庁の承認または認可を外資導入の前提条件としている。<sup>(16)</sup>このような外資の規制は、アメリカのような資本輸出国にとっては投資の大きな障害となっており、二国間条約によってもこの問題を解決することは困難である。その理由は、審査規準に働いている二つの考慮から説明できる。それは、資本輸入国の国際収支の改善と、特定の分野に外国投資が極端に集中することを回避し、健全な国民経済の発展を育成することである。<sup>(17)</sup>とくに低開発国では市場価値はそれほどなく、外国投資は、天然資源の開発に集中されがちで国民の健全な経済開発を阻害している。また外資の導入は、短期的には資本勘定の黒字に役立つが、果実及び元本の本国送金が行われ始めると長期的には資本輸入国の国際収支効果にマイナスになる。慢性的な国際収支の赤字に悩む低開発諸国では、外資導入にはきびしい審査規準が要求されている。資本輸入国のこの外資に対する審査権は、投資を促進しようとする条約の効果を疑わしいものにしてている。

## (2)、財産の保護

財産の私的所有の自由が保障されない社会では、資本主義は育たない。資本主義諸国は、必ず憲法のなかに財産の保護規定を確立している。従って、資本受入国がどの程度に私有財産を保障してくれるかが外国投資決定の最も重要なファクターである。アメリカの通商条約は、この外国人の所有財産に衡平な待遇を与え、その資産について不法な侵入及び妨害を加えない資本輸入国の義務を明記することに努力している。<sup>(18)</sup> アメリカのたいいていの通商条約は、この問題に関して内国民待遇ないしは最惠国待遇を原則とする。<sup>(19)</sup> しかし、国際法は、主権国家が公共の利益を目的として自国の領域内における外国人所有財産の国有化または収用を行なう権利を認めている。今世紀にはいつから私有財産制についての各国の認識は徐々に修正されて、絶対不可侵性を与えられた財産権は公共の福祉の立場から制限される傾向にあり、現実には社会主義諸国の出現によって国营企業方式が低開発諸国において経済開発を短期間のうちに達成する手段として受け入れられつつある現状において、投資資産の国有化ないしは収用の危険性はますます高まりつつある。<sup>(20)</sup> しかも低開発国では経済的貧困から起る民族主義運動と社会主義の侵透によって政治権力の基盤は常に不安定であって、これらの勢力によって支えられた政権交替が行われた場合には、社会改革を遂行するための外国系企業の国有化が行われる恐れがある。しかし、国際法の認める収用ないし国有化の権利行使に対して補償がなされるべきかについてはげいし論争がなされてきた。<sup>(21)</sup> アメリカは、国際法上、ある国が収用した財産に対して迅速かつ十分に適切な補償をする義務を主張し、多くの低開発国はこの原則に異議を唱えている。<sup>(22)</sup> 戦後アメリカは、十分な補償のない収用または国有化の危険を回避するために条約による投資受入国の義務を明確にすることに努力を傾けてきた。アメリカの通商条約は、国家の収用権は認めるが、その合法性は、収用国の動機と

正当な補償の支払を条件としている。すなわち、収用国は、収用が公共の目的に適合することを証明し、しかも収用資産に対して正当な補償を迅速に行わねばならない。補償規定に関してはかなり詳細で、補償は投資国の通貨か収用国以外の交換可能な通貨で支払われ、補償額は、収用された財産に充分相当するものであって、収用の時期に適切に提供されることを要する。<sup>(23)</sup>

アメリカの提示するこのような補償規定は、低開発諸国にとって受け入れ難いことは容易に理解できる。まず、これらの諸国では外貨の不足から国際通貨による補償はほとんど不可能に近い。第二に、収用に対する補償方式と補償額の決定権を放棄することは、民族の独立に敏感な民族主義政権にとっては政治生命を断つ危険を冒さねばならない。低開発国の多くは、収用に対する補償とその補償額を決定する権限を立法部に付与している。<sup>(24)</sup> また、収用に対する補償の支払義務を認めても、一部の低開発国は補償額に関する決定権を留保する。<sup>(25)</sup> 低開発国の収用に対するこのような態度は、アメリカとの通商条約の締結を困難にしているし、民間投資者の投資決定に重大なる影響を及ぼしている。しかし、低開発諸国は大量の資本を必要としている。一部の低開発国は、外資を動入するために収用しないことを約束する。<sup>(26)</sup> だが一般に、ある国は、収用について明確な約束を与えることを好まないもので、一定期間収用しないことを表明している。<sup>(27)</sup> しかし、これらの約束も、それらの国々で政権の交替が生じた場合には、当該国の立法手続によって反故にされるリスクは解消しない。あわただしく変わる低開発国の政治・経済政策は投資者にとって頭痛の種である。

(3)、財産の取得及び処分

財産の取得及び処分する自由は、財産の私的所有の自由から帰結する権利であって、海外で営業活動に従事している投資者の権利の基本的要素を構成する。通商条約は、個人または会社の営業活動を遂行するに必要な不動産の賃借、占有、使用について内国民待遇を与えている。さらに条約は動産の購入、賃借による取得と所有について内国民待遇及び最恵国待遇を付与する<sup>(29)</sup>。外国人による不動産の取得は、アメリカやその他の多くの諸国の国内法で禁じられているが、アメリカは、条約によって国内法を無効にすることを認め、事実上の相互主義を採用している<sup>(29)</sup>。

投資者は、企業活動に必要な原料、資材の購入を原地でまかなう場合は別として、多くの低開発諸国はそれら海外からの購入に依存しているために、国際収支の赤字国では為替制限の壁に遭遇する。しかし、投資者は資金による投資よりも原料、資材の持込によって原地企業を設立し為替問題を回避している。問題は、投資者が財産を処分しその売得金を原地通貨から投資国通貨ないしは国際通貨に交換して本国に送金する場合と、投資者が企業利潤を同様の方法で送金するときであって、必ず為替制限の問題が生ずる。アメリカは、通商条約のなかに恣意的な為替制限を行わない投資受入国の義務を課している。個人と会社は、「両締約の領域の間及び他方の締約国の領域と第三国の領域との間における支払、送金及び資金又は金銭証券の移転」に関して内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる<sup>(30)</sup>。この規定は、個人または会社の国籍によって管理通貨の割当に差別を与えないという意味にすぎない。為替制限の許容条件は、「その通貨準備の水準が著しく低下することを防止し、又は著しく低い通貨準備を適度に増加するため必要な範囲内で行う場合」に限定する<sup>(31)</sup>。しかし、国際通貨基金は、加盟国の為替制限を行う義務ないしは特

定の為替制限を行うことを認めているので、条約は、基金の認める規定を防げない。<sup>(32)</sup> 国際通貨基金は、為替制限が行われるかどうかの判断基準を規定していないのだが、条約は著しく低い通貨水準の基準を定めている。もちろん、判断する権限は、為替制限を行う主権国家に与えられる。為替制限を行う国家は、「自国民の保健及び福祉に欠くことができない貨物及び役務のための外国為替の利用を確保するため必要なすべての準備をした後」、(a) 収用または国有化に対して支払われた補償額、(b) 給与、利子、配当金、手数料、権利の使用料、技術的役務に対する報酬その他の所得の額、(c) 借入金償還、直接投下資本の償却及び資本の移転に係る額に対して外国為替による回収をできるような適当な準備をしなければならない。<sup>(33)</sup> この規定によれば、著しい通貨準備の不足状況において必要不可欠な輸入とそうでないものとを分けているが、ほとんどの国々は保健及び福祉にとって必要とする輸入物資の購入のために為替制限を行うとは考えられない。従って、この規定は為替制限を行う国家にかなり広範囲な自由裁量権を与えるものと解してよい。この規定と係わる重要な問題は、すでに述べた財産の収用ないしは国有化に対する補償金の送金である。通商条約の財産保護規定は補償なしの収用を認めないので、この規定に違反する為替制限は認められなはずである。ところが、補償金の送金は為替制限の許容条件によって制約されている。どうも収用または国有化と為替制限とは独立した問題として考えられているようである。一般に対外民間投資者にとっての障害は、この補償額の回収に要する外国為替が制限されることであり、さらには為替制限によって実質的に収用に近い状態（しのごによる収用）におかれる危険である。条約が為替制限規定を特に重視するのはこのためであるが、為替制限は主権国家の権利であって、投資者の懸念は条約によっても解消されそうにない。

日本でも外国為替管理法にもとづいて外国通貨の管理が強力に実施されている現状において、外貨不足に苦しむ低開発諸国では、主権の属性としての為替管理が経済的独立はもとより政治的独立と関連して重要視されている。戦後、外国投資の主役を演じてきたアメリカ国内では、低開発国の為替制限による政治的リスクに対して保証すべきであるという運動が早くから起っていた。しかし、条約によって相手国を義務づけることは、現状の低開発国の投資法から推察して不可能に近い。たいていの国内投資法は投下資本ないしは利益の送金に制限と条件を課している。<sup>(34)</sup>低開発国におけるアメリカの投資は、原料資源に対するものが多く、投資受入国の外貨保有にある程度の貢献をしているので、それほど為替管理による障害は少ないが、これらの国々では収用または国有化に対して支払われた補償額の送金が為替制限によって差止められる危険がある。また、最近では低開発諸国は、自国の健全な経済開発を促進するために製造工業の育成に傾注しており、為替制限は、投資決定の重大な障害となっている。

通商条約が、対外民間投資の保護、促進にどれほどの実効性をもっているかについてここで問われねばならない。これまで指摘してきた結論から推察し、投資者の懸念を何んら解消するものでないことはいえよう。その理由は、条約が投資の保護、促進に要する規定についてあいまいな言葉で表現していることにある。<sup>(35)</sup>それは、条約の一般的特質でもある。条約は、純然たる基本原理すなわち立憲的性格の表現様式で当該問題の領域を処理し、詳細なる国内法の形態をとることを回避している。<sup>(36)</sup>国内の統治原理である憲法がそうである以上に、主権国家間の行動を規制する条約は抽象的表現をとらざるをえない。一般に法は当為の世界よりも存在の世界を表現しているのであって、将来の変転する国内、国際情勢のなかで、二主権国家間の条約が持続するためには、主権国家の行動の自由を保障す

る幅広い柔軟性が要請される。従って条約は内国民待遇及び最恵国待遇を基本原則として構築される。しかし、この原則は、将来に外国人が受ける待遇を明確に規定するものでもなく、また、その内容は関係当事国の一方的行動によって変化をうけるであろう。このような条約の特質からその実効性を減ずる原因が生ずる。つまり、条約は、抽象的表現形態をとることによって国家間の契約を可能にする反面、締約国の立法政策を制限することなく行動の自由を残すことによって法律の強制規範としての性格を失ってしまう。無差別の原則が投資の前提条件となるとは考えられない。これまで指摘してきた主権国家の留保事項がこのことを示している。すなわち、(1)外国人の経済活動の自由を保障しながらも、外国人による投資が認可されるかどうかの主権国家の審査権が留保され、(2)取用または国有化の決定とそれに対する補償の実施は、主権国家の権限として留保され、(3)資本の償還と利益の送金に関する決定が国家に留保されていることである。対外民間投資者にとって最も関心の深い事項が国家の立法作用に規制されているということは、投資を保護、促進する条約の意義を弱めている。従って、条約の実効性は、積極的に評価できないであろう。一般に条約は事実を記録するものであってそれを創造するものではなく、条約が存在する所では条約がなくても投資が行われるであろうし、アメリカにとってカナダのような国では条約がなくても投資がなされるであろう。<sup>(37)</sup>

(一) Herman Walker, *The Post-War Commercial Treaty Program of United States*, *Political Science Quarterly*, March 1958, p. 58.

(二) *Ibid.*, p. 59.

(三) *Documents on American Foreign Relations*, Vol. XI, 1949, p. 10.

(4) Stanley D. Megger, *International Law, Trade and Finance*, Ocean Publications, 1962, p. 148.

(5) Semour J. Rubin, *Private Foreign Investment, The Johns Hopkins Press*, 1956, p. 82.

(6) S. D. Megger, *op. cit.*, p. 165.

(7) 日米通商条約第二十二条によると、(1)「内国民待遇」とは、一締約国の領域内で与えられる待遇で、当該締約国のそれぞれ国民、会社、産品、船舶又はその他の対象が同様の場合にその領域内で与えられる待遇よりも不利でないものをいう、(2)「最恵国待遇」とは、一締約国の領域内で与えられる待遇で、第三国のそれぞれ国民、会社、産品、船舶又はその他の対象が同様の場合にその領域内で与えられる待遇よりも不利でないものをいう、と規定している。(金田近二編、「国際経済条約集」、ダイヤモンド社)

(8) 日米通商条約第一条(1)。

(9) 日米通商条約第一条(3)。

(10) 日米通商条約第二条。

(11) 日米通商条約第七条(1)。

(12) 日米通商条約第七条(2)。

(13) 例えば、ビルマ憲法によると、「すべての森林地および鉱物埋蔵地、森林、水、漁場、鉱物、石炭、石油およびその他の鉱油、すべての潜在的エネルギー源およびその他の鉱物資源」の開発は、政府または国民が支配的持分を保有する会社に留保される。(ヌウォググ著、前掲書、二七頁。)

(14) 日米通商条約の議定書(6)は、「いずれの一方の締約国も、外資の導入について、第十二条(2)(為替制限条項)で定める通貨準備の保護のため必要な制限をすることができ」と述べている。

(15) 日米通商条約七条(3)は、「本条(1)(経済活動の自由)の規定は、いずれか一方の締約国が外国人の支配する企業の自国領域

内における設立に関して特別の手續を定めることを防げるものではない」と規定している。

- (16) 昭和二五年に成立した外資に関する法律は、日本経済の自立と健全な発展、国際收支の改善のために外資の導入を制限できるように認可制を採用している。

(17) A. A. Fatouros, *op. cit.*, p. 38. 一九五九年のイラエル投資法は、次の基準を設けている。(1)、国の生産能力の発展ならびにその経済的資源および可能性の能率的な開発、(2)、輸入の削減および輸出の増大による国際收支の改善。(ヌウォググ著、前掲書、二八頁。)

(18) 日米通商条約第六条(1)・(2)。

(19) 日米通商条約第六条(3)。

(20) 十九世紀においては収用は一般にまれであって、その合法性はある厳密な条件に依存していた。すなわち、私的財産は公共目的以外には、しかも十分な補償の支払なくしては収用されない。第一次世界大戦以来、多くの国々で収用が行われ、収用の合法性も変り、今日では収用は一般に社会、経済、政治的改革と関連している。(A. A. Fatouros, *op. cit.*, p. 51.)

(21) 国際法の古典的理論は、財産権についての十九世紀の西欧の觀念にもとづいている。今日では私有財産の現代的觀念が国際法にどの程度まで受け入れられるかについて、学者間にも大きな意見の違がある。同じことは収用、国有化についてもいえる。(A. A. Fatouros, *op. cit.*, p. 52.)

(22) S. D. Metzger, *op. cit.*, p. 151.

(23) 日米通商条約第六条(3)。しかし、この規定は、迅速、正当かつ適切な補償の支払以外にはいかなる種類の既存の利益も政府の行動によって害されないという保証も、また私企業の国有化の禁止、少なくとも補償が同意され支払われた後でなければいかなる収用も行わないという保証も与えていない。(H. Walker, *op. cit.*, p. 76.)

(24) コロンビア憲法は、「立法府は……両院の絶対的多数による賛成投票によって、(接收した財産に対する)補償を支払わなく

てもよい場合を決定することができる」と規定している。(ヌウォググ著、前掲書、三四頁。)

(25) 例えば、一九四八年のボゴダ経済協定の採決の際、エクアドルは、収用に対して支払われるべき金額および支払の実行手段に関して国内法に従って決定され、この問題に関しては収用を行う国の裁判所の管轄権に属する、という留保をつけて受諾した。(ヌウォググ著、前掲書、一六八頁。)

(26) タイは私企業を国有化しないことを保証しているし、ヴェトナムやマラヤなどのいくつかの国は、いかなる企業も国有化しないしは収用しないことを宣言してゐる。(A. A. Fatouros, op. cit., pp. 171-172.)

(27) 例えば、ビルマは二〇年をくだらない期間、インドは約定期間の間、収用しないことを確約してゐる。(Ibid., p. 172.)

(28) 日米通商条約第九条。

(29) S. D. Metzger, op. cit., p. 150.

(30) 日米通商条約第十二条(1)。

(31) 日米通商条約第十二条(2)。

(32) 日米通商条約第十二条(2)。

(33) 日米通商条約第十二条(3)。

(34) 例えば、チリの投資法は投資後五年経過してから毎年当初投資額の二〇%を越えない額を送金することを認める。ポリビ

アは、投下資本の二〇%、特別な場合には三〇%を毎年送金することを認める。(A. A. Fatouros, op. cit., pp. 162-163.)

(35) S. J. Rubin, op. cit., p. 84.

(36) H. Walker, op. cit., p. 74.

(37) S. J. Rubin, op. cit., p. 85.

## 四 投資保証計画

条約の欠陥は、投資保護を最も必要とする地域においてそのための条件が受け入れられがたく、条約が存在していてもその実効性に乏しいことである。すでに考察してきたことから明らかなように、資本輸出国は資本輸入国の投資資本に対する法的義務を明確にしようとするのに対して、資本輸入国は投資者の法的義務を明らかにすることを要求する。経済的側面からいえば、投資受入国は、自国の経済開発の立場から投資者を規制しようとするのに対して、投資国は企業の自由な経済活動からその規制を排除しようとする。政治的側面からみれば、投資受入国は国家の独立を維持するために外国人投資に対する主権の領域を拡大しようとするのに対して、投資国は投資受入国の主権を制限して投資保護に関する慣習国際法の原則に従うことを主張する。しかし、資本輸出国は過剰な国内資本の投資先を求めるであろうし、他方、国内資本に期待しえない諸国は、経済開発に欠がせない外国資本を要望している。低開発諸国は、法律、憲法のなかに財産の保護を規定し、潜在的な外国民間投資者の不安を除去しようとする。しかし、これらの保護規定の実効性に関して強い疑問がもたれている。国内法のなかで投資財産の保護を一方的に表明したところで、投資受入国が約束を履行しない場合の救済方法を規定していない。たとえ、救済方法を規定しても、投資者が国内司法機関を完全に利用されないならば何の役にも立たない。憲法の財産保護規定にてもその安全性は絶対的なものではなく、革命によって新しい社会体制が生れた場合には、その保障規定は廃止される恐れがある。法律、憲法による政府の一方的表明にエストップルの原則を適用しようとする見解があるが、

その実効性も投資受入国の信義に依存している。このような資本輸出と資本輸入国の容易に結び合わない利害の対立をできるかぎりやわらげて、対外民間投資者の最も危惧する非営業的リスクに関しては独自の方法で保証しようとしているのが、最近アメリカで利用されている投資保証計画である。この計画は、もちろんアメリカの国内政策であるが、常に投資受入国との同意にもとづいて実施されているところに条約と異った特色を持っている。

アメリカの投資保証計画は、一九四八年ヨーロッパ復興計画の一部として着手され、ヨーロッパの復興と経済再建のための政府贈与、借款に代るものとして民間資本の使用を促進することを意図していた。<sup>(2)</sup>従って、保証計画が、ヨーロッパ援助のための授權法である経済協力法 (Economic Cooperation Act) の一部に加えられ、その適用地域がヨーロッパ諸国に限定されたのも当然であった。その後、中共政権の成立、朝鮮戦争の勃発を契機として東西の対立が欧州からアジアにまで広がるにつれて、アメリカは自由主義諸国の結束を強化する必要から一九五一年に相互安全保障法 (Mutual Security Act; MSA) を定立した。その結果、投資保証計画の適用地域は、MSAが認可する援助地域に拡大された。<sup>(6)</sup>MSAは軍事援助を主体とするものであったが、それまでにポイント・フォー計画が発表され、一九五〇年には技術援助を促進するための国際開発法 (Act for International Development) が成立して以来、低開発国の経済開発のための援助が徐々に推進されていた。そして、一九五三年に国際開発法がMSAに統合されてからは、投資保証計画の適用地域は低開発国にも適用されるようになった。<sup>(4)</sup>さらに、一九五七年に開発借款基金 (Development Loan Fund) が成立した頃から、ソビエト、中共の援助攻勢に対抗するためにこれまでの軍事援助を主体とする援助は改められて、低開発国への経済開発援助が重視されるようになり、一九五九年のMSA

の修正によって保証計画は低開発国に限定されるようになった。一九六一年にはMSAに代る対外援助法 (Foreign Assistance Act) が成立し、開発借款基金もこの法に吸収され、その実施機関として国務省内に国際開発局 (Agency for International Development; AID) が設置された。<sup>(6)</sup>以上のごとくアメリカの投資保証計画は、経済開発援助との関連で発展してきたこと、そしてそれが低開発諸国に限定されたことが著しい特色である。

投資保証計画はAIDによって管理・運営されている。<sup>(6)</sup>この投資保証業務以外に投資の促進のためのAIDのその他の活動についても付記しておかねばならない。AIDは、対外民間投資を促進するために産業界との接触を深め、海外の投資環境に関する情報を提供し、その機能を拡大している。一九六七年三月、AIDは、民間資源局 (Office of Private Resources) を設置して民間と政府の関係を緊密にし、民間を援助する中広い役割をはたしている。その新しい局の中に民間投資センター (Private Investment Center) が創設され、AIDの投資促進計画を運営し、低開発国における現在、将来のアメリカの対外民間投資者のための唯一の接点として奉仕している。<sup>(7)</sup>さらに、一九六七年三月、官民の代表からなる国際民間投資諮問会議 (International Private Investment Advisory Council) が設立され、それは、低開発国における投資を増進するための勧告や指針をAIDに提供している。<sup>(8)</sup>

アメリカの投資保証計画の本質は次の点である。(1) 仮に投資者が財産を収用されたとすれば、迅速かつ有効な方法で補償を確実に受けることがアメリカ政府によって保証されていること、(2) アメリカ政府は、投資者への補償の支払と同時に、本来投資者のもつ収用財産にかかわるあらゆる権利または賠償請求権を代位すること、(3) アメリカ政府のこの代位について、あらかじめ収用国と交換公文の形式で同意がなされている、ことである。<sup>(9)</sup>すなわち、ア

メリカ政府と民間投資者の間の保証契約とアメリカ政府と投資受入国政府との間の投資保証に関する交換公文（投資保証協定）とが結合され、この三者の関係が一体として構成されて、投資保証計画が推進されている。

対外援助法の保証規定によれば、「大統領は、保証に関連するアメリカ政府の利益を保護するための適切な取極を行う<sup>(10)</sup>」とあり、アメリカはこの規定にもとづいて投資保証計画を承認する低開発国との間に投資保証協定を締結している。この保証協定は、ほとんど画一的形式をとっているが、このアメリカの保証計画にできるだけ多くの国々を参加させるためにかなりの柔軟性を保持している。

参考例としての一九六二年のアメリカ政府とコンゴ政府の間の投資保証協定<sup>(11)</sup>によれば、以下のような内容を規定している。両国はコンゴにおける民間投資に関して討議し、コンゴ政府が承認しない投資に関しては、アメリカ政府はコンゴにおけるアメリカの民間投資者を保証しない。この規定によってアメリカの投資保証計画は、投資受入国の当該投資に関する承認を前提とした民間投資者を保証適格者としている。また、投資保証協定は、投資受入国の投資審査権を承認し、その国の経済開発計画に外国資本を参加させようとする、いわば低開発諸国の要望に適合したものである。

さらに、投資保証協定は、次のことを規定している。もしコンゴ政府が認可した投資事業活動に損害を加えたならば、アメリカ政府は、投資保証契約にもとづいて民間投資者に保証金を支払い、次の法律行為についてコンゴ政府の承認を求める。保証金の支払原因となった(a)コンゴ政府のクレジットを含めた通貨、(b)投資者のもつ請求権または権利、(c)コンゴにある投資者の財産（動産または不動産、有体財産または無体財産）の一部ないしはすべてを、

投資者がアメリカ政府に移転するならば、コンゴ政府はそのような移転を合法かつ有効なものとして承認しなければならぬ。この規定によって、アメリカ政府は損害に対する請求を行う法的根拠を得ることができる。すでに述べたように、投資受入国は外国資産に対して行う主権的行為に関して投資国政府の介入を極力回避しようとするのであるが、この約束は投資受入国の大きな譲歩といえよう。さらに、投資保証協定によれば、アメリカ政府に移転された相手国通貨と移転された財産の売却によって得た相手国通貨は、コンゴにあるアメリカ政府機関の管理費として使用される。この方法によって外貨不足に苦しむ低開発国の為替問題が解決されている。

投資保証協定は紛争処理に関して規定している。アメリカ政府が譲受した投資者の権利ないしは請求権に関して相手国政府との間に生じた紛争は、できるかぎり当事国間の話し合いによって解決される。もし、三カ月間の交渉によっても解決されない場合には、相互の同意によって選ばれた仲裁人に当該問題が付せられる。仲裁人について三カ月間経過しても同意が得られなければ、国際司法裁判所の所長が仲裁人を指名する。

この投資保証協定によって投資受入国の事前認可をうけておけば、将来投資紛争が起った場合には、当該投資が投資受入国と締結した保証協定の範囲内にあることを確認するのに有益であり、また、アメリカ政府は損害賠償の請求を行うに際しての持ち札を強化することになる。<sup>(12)</sup> 他方、投資受入国はどの投資を受け入れないしは同意するかの決定に広い自由裁量権を保持することができる。投資保証協定のこのような性格は投資保証計画が対外民間資本の保護・奨励を主要な目的としながらも、投資受入国の経済開発援助の側面を担っていることに起因するであろう。ある意味では、アメリカの投資保証計画は、その永続的活動が関係政府間の継続的協力に依存しているので、国際

的性格を得ているといえる。<sup>(14)</sup>しかし、アメリカの投資保証計画はあくまでも対外民間投資を促進しようとする国家計画であって、投資受入国がこれに参加するかどうかは自由である。

この国家計画としてのアメリカの投資保証制度について以下概説する。

#### (1)、保証適格者

対外援助法によると、<sup>(15)</sup>保証適格者は米国民あるいは米国籍の株式会社、組合またはその他の団体である。また、米国会社によって完全に所有されている外国子会社も保証資格を有する。しかしながら、この資格は投資保証協定を締結している諸国における投資者に限定される。

#### (2)、保証の対象

投資保証計画の目的が、低開発諸国の経済資源と生産能力の開発を促進することにあるかぎり、<sup>(16)</sup>その保証の対象はこの目的に貢献すると認定された投資でなければならない。しかも、その投資が投資受入国の事前認可を得たものでなければならず、投資保証協定が締結された以前になされた投資に対しては保証は与えられない。対外援助法の規定する投資の内容は(a)認可事業に対する貸付金または借款、(b)上記事業の出資証券の購入、(c)上記事業のロイヤリティー、収益または利益に対する参加、(d)資本財および関連用役の提供、である。<sup>(17)</sup>

保証期間は二〇年を越えることはできない。<sup>(18)</sup>保証額の制限はないが、総保証残高の最高限度が定まっているのでそ

の範囲内ではなければならない。<sup>(19)</sup>

### (3)、保証の範囲

保証がなされる一定のリスクの範囲をどの程度に定めるかは、この投資保証計画の最も重要な領域である。アメリカが二国間条約において最も重視してきた問題にどう対処しようとしているかを考察することは、将来国際投資法が成立するとすれば最低要求されるであろう事項を明らかにすることにもなる。また、この投資保証計画は投資保護をめぐる低開発国との交渉によって解決しえない領域を国家計画によって打開しようとするものであり、従って、その保証の範囲は前章で指摘した低開発国における投資障害の領域と一致していることにも注目しなければならない。

この計画の保証の範囲は、(a)ドル貨交換性喪失、(b)収用、(c)戦争、革命、暴動の政治危険に限定されている。この三つの範囲は、明らかに低開発諸国における投資者の最も危惧する領域であった。しかし、一九四八年の経済協力法ではドル貨交換性喪失が保証されていただけで、収用の事故が加えられたのは一九五〇年であった。<sup>(20)</sup> 戦争事故に関しては一九五六年のMSAによって保証の範囲に加えられたのであるが、<sup>(21)</sup> 革命と暴動に対する保証は、一九六一年の対外援助法で承認された。この保証範囲の歴史的变化は、もちろん戦後の国際情勢の変化と対応するのであって、当初ではヨーロッパ諸国の戦後復興に伴う外貨不足、その後の東欧諸国の社会主義化による民間資本の収用・国有化、そして一九五五年以後のアジア・アフリカなどの低開発諸国の民族主義の昂揚と革命の続発、に起因し

ていたのである。

対外援助法によると、三つの保証範囲について以下のように定義している。

(a) ドル貨交換性喪失

「認可事業からの収益または利益として、その事業に対する投資もしくは一部の返済金または返還金として、あるいはその投資の全部もしくは一部の売却または処分<sup>(22)</sup>の補償金として受取る他国通貨もしくはその他国通貨によるクレジットの米ドルへの交換不能<sup>(22)</sup>」

この通貨交換保証は、全面的な通貨封鎖と不当な為替相場でのみ交換が許容されることによる投資者の損失を含んでいる<sup>(23)</sup>。この保証の原因は、AIDの細則規定によれば米ドル貨の移転が三〇日から六〇日間阻止されたとき確定する<sup>(24)</sup>。しかし、投資受入国の通貨価値の下落に対する保証は、この範囲には含まれない。この問題は低開発国における潜在的投資者の大きな障害である。多くの低開発国では固定相場制を採用しているので、平貨の切下は、経済的リスクというよりは政治的リスクであって、この面での保証が認められないことについて批判がなされている<sup>(25)</sup>。

(b) 収用

「外国政府の収用または没収措置を原因とする認可事業に対する措置の全部または一部の損害<sup>(26)</sup>」

「収用とは外国政府による投資者との間に締結した契約の廃止、破棄または侵害であって、この行為が投資者自身の過失または不正によって生ずるものでなくて、そして、事業の継続的運用に実質的に不利な影響を及ぼ

す場合を含む<sup>(27)</sup>

この保証規定は、外国政府の一方的な収用または没収（補償が行われない場合）措置を原因として発生する。しかし、この政府の行為が投資者自身の過失または不正によって生じた場合には保証は与えられない。さらに、AIDは収用について詳細に規定している。それによると、「外国政府が投資財産の実質的支配の行使を一年間防衛するならば、収用が生じたものとみなされる。外国政府による課税ないしは規制が、もしそれが独断的であつて、その政府の憲法上認められた目的に合理的に関連していないことが証明されなければ、収用とは考えられない<sup>(28)</sup>」と説明している。この定義は、収用に関するかなり広い解釈を与えており、投資者の懸念する「しのびよる収用」(Creeping expropriation) に対する保護にこの保証規定を適用する余地を残している。それまでの解釈では、外国政府の主要な目的が投資者の財産の剝奪であることが証明されなければ収用とは考えられなかったところからみて、収用に対する保証の範囲はかなり広げられている。

(c) 戦争、革命、暴動

革命と暴動に対する保証は早くからアメリカの対外民間投資者から要求されていたが、キューバ革命の影響を受けて、一九六一年の対外援助法ではじめて付保された<sup>(30)</sup>。AIDの投資保証便覧によると、この保証は、防衛行動を含めて「戦争、革命または内乱によって直接生じた投資者の有体財産の侵害、破壊」の範囲にわたっている<sup>(31)</sup>。その結果の損害、例えば、営業活動の不能やその他の無体財産の損失は保証範囲から除外される。

右が政治危険保証であるが、投資者は保証金額を基準にしてそれぞれの危険にに応じて一定の年間保証料を支払わ

ねばならない。<sup>(32)</sup>

これまでの保証は特定危険保証 (Specific Risk Guaranties) といわれ、それ以外にアメリカは商事・政治リスクに対して投資の七五%まで保証する全危険保証 (All Risk Guaranties) 制度を設けている。<sup>(33)</sup> この種の保証制度は、「社会的進歩と小規模独立企業の開発を促進する経済開発計画」<sup>(34)</sup> で、しかも低開発国の開発において高度の優先的地位を占めかつ民間投資がその他の方法では不可能である計画、に対して保証を与えることを目的としている。<sup>(35)</sup> それは、低開発国におけるある種の企業への偏向を是正し、健全な経済開発の促進に役立つ。しかし実際にこの種計画に付保されている総保証額は、特定危険保証に比較して少額である。<sup>(36)</sup>

以上がアメリカの投資保証計画の内容であるが、この計画の実施状況についてみれば、一九六六年十二月で、当初の計画の適用地域 (ヨーロッパ) を別にすれば、アメリカと投資保証協定を締結している諸国は七七カ国で、総保証額は三三億ドルである。<sup>(37)</sup> とくに、一九六一年の対外援助法以後の保証契約の増大が著しい。これらの事実からアメリカの投資保証制度は、国内国外から受け入れられつつあることを示している。しかしながら、一九六六年十二月までのアメリカの総対外投資額は約五四七億ドル、その内低開発諸国の投資額は約一六八億ドルであるから、<sup>(38)</sup> 投資保証計画の保証する三三億ドルは少ない。それは、一部には、この保証資格が投資保証協定の締結された地域における投資に限定され、保証協定があってもそれ以前に行われた投資に対して保証が認められないことに原因している。あるいはまた、政府が投資保証の認定過程を通して企業活動に介入するのをきら<sup>(39)</sup>って、実業たちがこの保証制度を利用したがいらないのかも知れない。いずれにしても、アメリカの対外民間投資のリスクはこの計画によつ

ても解消されそうにもない。

しかしながら、まだ生れて日の浅いこの投資保証制度は、今後の発展過程のなかでその意義を評しなければならぬ。この制度は、確かにアメリカの民間投資の保護、奨励を主要な目的としているのではあるが、これまでの考察から明らかかなように低開発諸国の経済開発を促進しようとする目的も担っている。それは、これまでの無秩序な投資を規制して、健全な国民経済の発展に外国民間資本を役立てる方法であるかもしれない。しかし、現在のところ、民間資本の保護と投資受入国の経済開発が衝突するときには、投資国は、前者のために後者の問題を犠牲にしていくようである。この点について以下の章で考察する。

- (1) Wolfgang G. Friedmann and Richard C. Pugh, (Ed.), *Legal Aspects of Foreign Investment*, Little, Brown and Company, 1959, p. 722.
- (2) M. N. Whittan. op. cit., p. 1. なお、アメリカの投資保証制度の沿革と内容について、佐藤和男編、「国際投資の法的保護」(アジア経済研究所)に記載されている小林規成著、「アメリカの投資保証制度」を参照していただきたい。
- (3) *Ibid.*, p. 27.
- (4) *Ibid.*, p. 29.
- (5) これまで対外援助機関は、名称と管轄を変えている。一九四八年、経済協力局 (Economic Cooperation Administration、国務省)、一九四九年、相互安全保障庁 (Mutual Security Agency、大統領府)、一九五三年、対外活動局 (Foreign Operation Administration、独立機関)、一九五五年、国際協力局 (International Cooperation Administration、国務省内に属しながら半独立機関)。
- (6) 一九六一年までは、保証契約の細目を立案するのが A I D の仕事で、契約交渉の責任とクレームに関する決定権は輸出入

銀行 (Export-Import Bank) と与えられたが、一九六二年からは面分野と AID に統合された。(M. N. Whitman, Government Risk-sharing in Foreign Investment, Princeton University Press, 1965. pp. 111-112.)

(7) Foreign Aid Program FY 1968, Agency for International Development, pp. 63-64.

(8) Ibid., p. 64.

(9) Gillian White, Nationalisation of Foreign Property, Stevens & Sons Limited, 1961, p. 254.

(10) The Foreign Assistance Act of 1961, as Amended, Legislation on foreign relation with explanation notes, Joint committee print, 1969, Section 221 (d),

(11) 一九六二年のアメリカ政府とコンコリー政府との間の交換公文、United States Treaties and Other International Agreements, TIAS 5308.

(12) この規定と後に述べる紛争処理規定に関して、アメリカ政府と投資受入国政府との間に同意が得られない場合には、これらの規定を回避して、単に投資保証を受ける投資企業について投資受入国政府と協議するという簡単な形式の交換公文もある。例えは、一九六二年のヴェネズエラとアメリカの交換公文、United States Treaties and Other International Agreements, TIAS 5326.

(13) A. A. Fatouros, op. cit., p. 107. ヌウォググ著、前掲書、八六頁。

(14) A. A. Fatouros, op. cit., p. 107.

(15) The Foreign Assistance Act of 1961, Section 221 (C).

(16) Ibid., Section 221 (a).

(17) Ibid., Section 223 (a).

(18) Ibid., Section 221 (c).

アメリカの対外民間投資とその法的保護 (岩本)

- (19) 総保証残高は、毎年増加し、一九六一年一〇億ドル、一九六二年一三億ドル、一九六三年二五億ドルとなっている。(M. N. Whitman, Government Risk-Sharing, op. cit., p. 86.)
- (20) G. White, op. cit., p. 252.
- (21) M. N. Whitman, Investment Guaranty Program, op. cit., p. 33.
- (22) The Foreign Assistance Act of 1961, Section 221 (b).
- (23) M. N. Whitman, Investment Guaranty Program, op. cit., p. 43.
- (24) M. N. Whitman, Government Risk-Sharing, op. cit., pp. 108-109.
- (25) Ibid., p. 109.
- (26) The Foreign Assistance of 1961, Section 221 (b).
- (27) Ibid., Section 223 (b)
- (28) M. N. Whitman, Government Risk-Sharing, op. cit., p. 110.
- (29) Ibid., p. 110.
- (30) Ibid., p. 90.
- (31) Ibid., p. 111.
- (32) ドル貨交換性保証は、保証金額の四分の一、没収または収用保証は、保証金額の二分の一、戦争、革命、暴動に対する保証は、保証金額の二分の一、などとなっている。(佐藤和男編、前掲書、一〇六頁。)
- (33) Mutual Defense and Assistance Programs FY 1964, Agency for International Development, p. 74.
- (34) The Foreign Assistance Act of 1961, Section 221 (b).
- (35) Mutual Defense and Assistance Program FY 1964, p. 74.

(36) 一九六六年十二月三十一日付で総額は三億一〇〇〇万ドルである。この同じ時期における投資保証計画の総保証額は、三三億ドルである。(Foreign Aid Program FY 1968, Agency for International Development, pp. 67-68.)

(37) Ibid., p. 67.

(38) 経済審議会編、前掲書、一四一―一五頁。

(39) W. G. Friedmann and R. C. Pugh, (Ed.), op.cit., p. 710.

## 五、対外援助と投資保護

私人と国家との間の投資紛争においては、各種の司法的解決方法が試みられる<sup>(1)</sup>。しかし、これらの方法が失敗した場合には、投資者は本国政府にその救済を求めめる。国家は、投資者の財産を含めて海外利益を保護するための対外政策の手段として、これまで交渉や経済的圧力から脅迫的ないしは軍事的干渉にいたるまで様々な方法を採用してきた。これらの手段は終極的にはその国の軍事力や経済力等の資源からなる国力 (National Power) に依存していた。しかしながら、国際世論や民族主義運動のたかまるなかでは、その国力は軍事力に頼ることなく外交政策目的を達成する能力、つまり巾広い柔軟性をもったものでなければならぬ。このために対外援助は、外交政策の経済的手段として今日重視されてきている<sup>(2)</sup>。本章は、対外民間投資の保護、促進という国家利益の追求とそのため的手段としての対外援助の機能を考察し、あわせてその有効性の限界をも考えてみたい。

一般に対外援助の機能は、ある国が他の国の政治、経済的行動に影響 (Influence) を及ぼすための介入 (Interve-

union)手段として評価されている。<sup>(3)</sup> 援助は次の目的に奉仕する。被援助国が援助国に不利益な政治、経済的行動に出でなくても、常に将来の危険な行動に出ることを防止する切札として援助が機能し、また被援助国において援助国に有利な政治、経済状況を積極的に開発するためにも援助が与えられる。アメリカの対外援助は、これまで各種の目的を担ってきたが、そのなかでもとりわけ経済的利益の増進、保護が重要な位置を占めている。<sup>(4)</sup> この経済的利益のうちには、原料資源の獲得、通商の拡大、投資機会の増大が主要なものとして含まれるであろう。これらの目的の具体的成果である通商条約、投資保証協定の締結や投資受入国の各種の国内法の改正を導いた政治的背景には、対外援助が機能していたことは無視しえない。<sup>(5)</sup> しかし、援助があからさまな機能をはたすのは、国際法、通商条約や投資保証協定でも解決できない外国投資をめぐる紛争に際してである。

一九六二年六月、セイロン政府は、アメリカの石油会社二社に所属する八三のガソリン販売所およびその他の財産を没収した。<sup>(6)</sup> このセイロンの行動は、自国の経済開発を促進しようとする低開発諸国の経済的ナショナルイズムの典型的表示であった。アメリカは、一九六三年二月、この財産の収用に対する補償について同意が得られなかったためにセイロンへの援助計画を打切った。セイロンに対してアメリカが援助を中止した法的根拠は、対外援助法第六二〇条<sup>(e)</sup>であって、この規定は、セイロンの行動を契機として低開発諸国にひんぱつする補償のない没収行動を阻止するために一九六二年に援助法に追加されたのである。アメリカの対外民間投資の保護はこの援助法の規定によって間接的に確保されているのである。

対外援助法第六二〇条<sup>(e)</sup>によると、大統領はつぎの行為を行つたいかなる政府に対してもアメリカの経済援助を

停止する権限を有する。<sup>(7)</sup>

(A)、合衆国市民、または合衆国市民が五〇%以上を受益者として所有する会社、組合または団体によって所有されている財産の所有権または管理を国有化し、収用しあるいは差し押えること、

(B)、合衆国市民、または合衆国市民が五〇%以上を受益者として所有する会社、組合または団体との既存の契約または協定を破棄しないしは無効にする行為をとること、

(C)、差別的租税またはその他の課徴金、制限的業務または企業活動条件を課し、または強制し、あるいは所有財産の所有権または管理を国有化または収用し、あるいはその他の差し押えの効果をもつその他の行動をとること。

上記の行為以外に、経済援助の停止要件として、当該国政府が、一定の期間内（上記の行為後六カ月以内）に上記の財産に対して適切な措置をとらない場合に、大統領は当該国に対する経済援助を停止することができる。その措置のなかには、国際法の要求する交換可能な外国為替による公平、迅速な補償などが含まれている。

しかし、援助の停止という手段は、対外民間投資の保護に短期的には役立つとしても、長期的には有益な結果をうまない。戦後、低開発諸国において経済の自立化を求める民族主義運動はますます強まっております、これら政府がこうした要求を受け入れて経済開発を遂行しようと思えば外国資産の国有化ないしは収用と外国の援助を必要とする。援助の停止はこうした社会改革の遂行を中断させることを意味し、とどのつまりはこれらの政府の政治生命を断つことになる。再び将来において外国資産が攻撃目標となるであろう。かつて、セイロンの国家企画庁長官がアメリカの援助の停止に対して、「われわれは援助を要求しない。しかし、援助を与える国は、われわれが援助に対す

る自尊心と独立のいずれを選ぶかということになれば、論なく後者をとるのだということを確認することを期待する<sup>(8)</sup>」と述べているが、それは、低開発諸国の複雑な国内事情を吐露していると同時に、援助の停止の有効性を考える尺度でもある。

対外援助の停止以外に、アメリカの輸出入銀行やアメリカが大口出資している国際銀行による借金を停止することによっても、対外民間投資が保護されている。輸出入銀行は、アメリカの資本財や農産物の輸出を促進するための外国の政府や私企業に対する短期借金を主たる業務としているのであるが、一九五四年の同行法の改正により開発借款にも乗り出している<sup>(9)</sup>。輸銀と政府との関係について、「輸出入銀行は、ある国に関して借金をするか差し止めかの政治的勧告に関する政府機関の見解に最も敏感に反応する<sup>(10)</sup>」といわれ、輸銀による借款決定には政治的要因が優先する場合がある。とくに輸銀は、同行の理事を送っている国際貨幣財政問題国家諮問評議会 (National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems) を通じて政治的影響を受けている。この評議会は、行政府の政策を立案する大統領府の主要機関であって、輸出入銀行、国務省、AID、商務省、財務省、連邦準備局の各代表と、IMF、世界銀行、米州開発銀行に出自している各理事から構成されている<sup>(11)</sup>。また、この評議会の構成からみてアメリカが大口出資者である世界銀行や米州開発銀行も、アメリカの政治的影響を受けるであろう<sup>(12)</sup>。これらの機関がアメリカの対外民間投資の促進、促進のためにどの程度の役割をはたしているかについて明らかではないが、その影響を無視することはできない<sup>(13)</sup>。

(1) 投資紛争の司法的解決に関する著書として、佐藤和男編、前掲書に記載された池田文男著「投資紛争の処理」、入江啓四郎

著「国際経済紛争の争訟処理」成文堂、などがある。

- (2) George Liska, *The New Statecraft: Foreign Aid in American Foreign Policy*, The University of Chicago Press, 1960, p. 2.
- (3) David A. Baldwin, *Foreign Aid, Intervention, and Influence*, World Politics, April 1969.
- (4) Joan M. Nelson, *Aid, Influence and Foreign Policy*, Macmillan Company, 1968, p. 11.
- (5) 例えば、一九四六年のベル通商法と一九五六年のラウレル・ラングレー協定によって、アメリカはフィリピンにおける投資活動に内国民待遇を与えられた。その背後には、フィリピンへの経済援助が関係していた。(H、マグドフ著、前掲書、一四七頁)。また、マグドフ氏の引用するAIDの報告書によると「ボリビア政府も、国有化された錫鉱山を改革し再組織するための強力な対策を打ち出し、民間投資に有利な鉱山法の改正案を可決し、半自立的公社の予算や、外国からの借入れを統合し、管理するための政令を發布し、そして民間投資を奨励することを意図した新しい投資法や、新しい、いっそう公平な鉱区使用料規則を公布した。これらの自主的な措置はいずれもAIDによって強く主張されてきたものであり、またそれらのもの採用はAIDの援助によることが多い。」と指摘されている。(H、マグドフ著、前掲書、一六六頁。)
- (6) *The United States in World Affairs 1963*. 鹿島研究所訳、「世界情勢と米国」一九四頁。
- (7) *The Foreign Assistance of 1961*, Section 620 (c).
- (8) 世界情勢と米国「一九六三年」一九五頁。
- (9) R. F. Mikesell, *op. cit.*, p. 461.
- (10) *Ibid.*, p. 462.
- (11) *Ibid.*, p. 464.
- (12) マグドフ著書の引用文によれば「米州開発銀行は世界銀行のばあいと同じように、その融資を国際資本市場から獲得しなければならぬので、同行は健全な融資活動によってアメリカ政府と公衆の信用を獲得しなければならない」と述べている。

アメリカの対外民間投資とその法的保護(若本)

(H、マグドフ著、前掲書、一七二頁。)

(13) キューバ革命後、カストロは国際通貨基金に借款を得ようとしたが、カストロの国内政策を理由に断わられている。(デ  
イビッド・ホロビッツ著、山口房雄訳、「超大国時代」サイマル出版会、一四二頁。

## 六、経済開発と外国投資

対外援助の停止は、対外民間投資の保護に短期的には資するとしても、長期的には投資受入国の政治経済的安定を破壊し、投資財産の政治的リスクを一層高めるであろう。それは相手国の政治経済的ナシヨナリズムを誘発し、外国資産がその格好の攻撃目標となるからである。従って、対外民間投資の法的保護の実効性は、外国資本を受け入れる国家の同意にかかっているのであって、それは究極的にはその国の経済開発に対する外国資本の貢献度によって決まるであろう。

対外民間投資の法的保護の問題を考える場合に、次の点が明らかにされねばならない。低開発諸国における外国投資がなぜ政治的リスクを生じやすいのであるか。本来、外国投資の問題は、経済的領域に属しながら、低開発国では常に政治的紛争を起しがちである。確かに国家は、自国の経済発展と社会福祉を促進するための機関でありその実現の責任を負っている。それではなぜとくに外国人資産の規制が必要とされるのか。別の言い方をすれば、低開発国の経済開発と外国投資は論理的に矛盾するのではないかどうか。次に、経済開発に着手しようとすれば、なぜ外国資産の収用や国有化が必要となるか。これらの設問は、低開発国の社会、経済、政治の構造分析を通して答

えられるべきものであるが、対外民間投資の法的保護の実効性を評価する場合に最低限度明らかにされていなければならない問題である。しかしながら、これら一つ一つの設問が論争的性格をもっているだけに、本章では低開発国の社会改革との関係で外国資本の保護の問題を概説するにとどめ、本稿の結論にかえたい。

一九七〇年代の開発構想を明らかにしたピアソン (L. B. Pearson) 委員会の報告書によると、外国投資が低開発国の経済成長に多大の貢献をなしうるし、またそれは、低開発国の実質的国民所得をかなり大幅に増大してきたと考えている。<sup>(1)</sup>しかし、外国投資が重大な政治問題となりうる事実は否定されていない。問題はなぜ政治問題が生ずるかということである。その原因は、単なる資本輸入国の「政治的警戒心」にあるのではなくて、資本輸出国の「資本の自由な発展」のなかに見出されよう。この点についてはすでに第二章のなかで資本輸出の動機についてふられた。ピアソン報告によると、低開発国における直接投資の累積額は、一九六六年で約三〇〇億ドルと推定され、このうち石油部門が四〇%、鉱業と精錬業が九%、製造業は二七%にすぎず、公益事業その他のサービス部門が二四%となっている。<sup>(2)</sup>公益事業はほとんどが電力、通信、鉄道である。これらの数値から明らかのように、低開発国における直接投資は採取産業とそれに必要な公益事業に集中し、しかも低開発国のこれらの産業に対する外資の地位はきわめて高い。<sup>(3)</sup>製造業への投資は低開発国の外貨事情が悪いことと市場価値の低いことから総じて敬遠されがちである。このように資本の輸出は、低開発国の経済成長を推進する目的と無関係に行われ、その結果は健全な経済成長を阻止する原因ともなっている。ラテン、アメリカの経済開発を目的とするアメリカの進歩のための同盟 (Alliance for Progress) の発想は、この目的の手段として私的資本を利用することにあつた。しかし、この計画が矛

盾していることについて「私的資本という手段と経済開発という目的とが両立しないときには、計画の性格そのものから目的のほう犠牲になることは目にみえている」後進地域全般、とりわけラテン、アメリカの米国の私的投資は吸いあげポンプの働きをし、後進諸国の資本欠乏経済から、進歩同盟が育成するはずだった経済成長の中枢体を奪い取ってしまった<sup>(4)</sup>と指摘されている。もちろん、外国投資の意義を否定するわけではないが、私的資本が相手国の経済開発の目的と無関係に進出することに問題がある。従って、外国資本の投資規制が低開発国の経済開発に貢献しうるために必要となる。資本輸出国は、投資の「保護」の側面ばかりでなく低開発国の経済開発に対応した投資の「規制」の側面も配慮する必要がある、またすでに述べた投資受入国の投資審査にも積極的に協力する態度が要求される。

外国資産の国有化または収用の政治危険が生ずる原因は、低開発国における社会改革の必要性との関連のなかで考察されねばならない。この点、ピアソン報告の後に発表されたティンバーゲン(J. Tinbergen)報告は、低開発国の経済開発には単に生産能力の増大にとどまらず、社会経済構造の変革が必要であることを強調している。<sup>(5)</sup>同報告は、そのために土地保有構造の改革と、輸送エネルギーへの偏重を回避して機械工業その他の資本財工業により多く注意を払わねばならないと述べている。<sup>(6)</sup>多くの低開発諸国において、ほんのわずかの地主が多くの土地を保有し、その国の経済が単一の農産物と自然資源の輸出によって支えられているということ、しかもその経済が外国系企業によって運営されていることは、今さら実証を要しないであろう。このような経済構造をもった国々は、社会改革を行うとすれば、どうしても農地改革と外国企業の収用を實行しなければならぬ。当該政府が地主を主体とする

保守的分子によって構成されているのであれば、そのような改革は問題とならないであろうが、戦後の一般的傾向として社会生活における経済機会の平等を求める運動の高まるなかでは、政府はどうしても社会改革を實行せざるを得ない。

一九五三年のグアテマラの農地改革法と一九五九年のキューバの農地改革法は、社会改革を實行するために工業化計画を進め、モノカルチユアの後進経済を近代化しようとする第一歩であった。この社会改革を有効なものにするには、どうしても両国の経済の中核体となっているアメリカ系企業の収用はまぬがれなかった。両国とも、収用に対する補償額と支払方法について被収用企業が納税にあたって付した評価格を補償額の算定基準とし、三〇%から四〇%の利子で二〇年から二五年の公債による支払方式を提案した。<sup>(7)</sup> 収用に対する米国の態度は、国際法の要求する交換可能な外国為替による迅速・公平な補償であるかぎり、両国の補償条件は拒否される運命にあった。社会改革に着手したばかりのこの両国にとっては、アメリカの条件に応じられるはずはなかった。結局、グアテマラはクイーデータによって社会改革の中断を経験し、キューバはソビエトに接近することによって急進的な改革に着手した。これらの経験からみて、投資国は社会改革のための収用に対する補償条件について柔軟な姿勢を示し、投資者の損害に対しては投資国政府が代位するか国際的な保証機関が肩代りするような体制を確立することが必要である。アメリカの投資保証制度は、その意味で今後の発展を期待される。

これまでアメリカの対外民間投資の保護、促進のための通商条約と投資保証計画並びにそのための国家の役割について論じてきた。しかし、外国投資とその法的保護の問題にかかわる基本的な困難は、国際的な理念体系が確立

されていらないことに存する。東西の対立や南北の問題が、国際政治・経済・社会の統一的秩序の確立をはばんでい  
る。このような国際環境のなかで安定した国際投資法を確立することは至難である。従って、資本輸出と資本輸  
入国の間の話し合いと妥協を通じて実効的な最小限の投資関係法を確立し、その漸進的な発展を期する以外に現在  
のところ解決の道はないであろう。

- (1) ピアソン委員会報告、大来佐武郎監訳、「開発と援助の構想」、日本経済新聞社、七八―八二頁。
- (2) ピアソン委員会報告、七八頁。
- (3) 例えば、メキシコ産業における米系企業の占める地位をみると、鉱業九社のうち三社、食品加工工業一〇社のうち八社、  
化学工業一〇社のうち九社、非鉄金属工業八社のうち八社、等となっている。(ラテン・アメリカ事典、一九六八年、ラテン  
・アメリカ協会、六〇九―六一〇頁。) ヴァアテマラの公益事業についてみれば、電力供給の大部分は米系の民間電力会社に依  
存し、グアテマラの中米国際鉄道は米国資本によって運営されている。(ラテン・アメリカ事典、五四―一頁。)
- (4) ホロピッツ著、前掲書、一六二頁。
- (5) 外務省監修、「七〇年代の開発戦略」ティンバーゲン報告、国際日本協会出版局。
- (6) ティンバーゲン報告、五二―五四頁。
- (7) ホロピッツ著、前掲書、一一七頁、一四五頁。